

23 高建管第 820 号  
平成 23 年 12 月 22 日

各 部 局 長  
議 会 事 務 局 長  
公 営 企 業 局 長  
教 育 長 様  
警 察 本 部 長  
監 査 委 員 事 務 局 長

副知事

独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領の一部改正について  
(通知)

独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）の一部を別添のとおり改正しましたので通知します。改正内容は下記のとおりです。

## 記

### 1 概要

落札者が共同企業体である場合について、誓約書の提出を求める対象者を明確にする等、所要の改正を行うものです。

### 2 改正内容

(1) 落札者が共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとに、それぞれについて作成した誓約書の提出を求めること及びその取扱いを入札公告に記載することを明確にすることとしました。

(第2の3及び第4の2関係)

(2) 落札者が共同企業体の場合において、代表構成員又はその他の構成員のいずれかが別記様式による誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとみなすこと、誓約書を提出しないことにより契約を辞退したものとみなす場合は、そのことを理由として指名停止は行わないこと及びその取扱いを入札公告に記載することを明確にすることとしました。

(第3の4及び第4の2関係)

(3) 平成 23 年 12 月 14 日までに既に入札公告等を行っている建設工事及び委託業務であって、平成 23 年 12 月 15 日以後に契約を締結するものについて、落札者が共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとに、それぞれについて作成した誓約書の提出を求めること、そのいずれかの者が誓約書を提出しないときは、速やかに誓約書を提出しない理由書の提出を求めること並びに誓約書及び理由書を提出しない場合であっても、そのことを理由として当該契約を辞退したとみなすことはしないことを明確にすることとしました。

(第 5 の 2 関係)

(4) 平成 23 年 12 月 15 日において現に契約中の建設工事及び委託業務について、受注者が共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとに、それぞれについて作成した誓約書の提出を求めること、そのいずれかの者が誓約書を提出しないときは理由書の提出を求めること並びに誓約書及び理由書を提出しない場合であっても、そのことを理由として当該契約の解除等を行わないことを明確にすることとしました。

(第 5 の 3 関係)

(5) その他必要な規定の整理を行うこととしました。

### 3 施行日

この改正は、平成 23 年 12 月 22 日から施行することとします。

独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領新旧対照表

新	旧
<p>第2 誓約書の提出を求める対象者及び時期等</p> <p>1 県が一般競争入札又は指名競争入札により発注する建設工事及び委託業務を落札した者（以下「落札者」という。）から、建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第19条第1項又は建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第19条第1項の規定による契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに別記様式による誓約書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、県が随意契約（当初から1者のみと見積合わせを行う場合を除く。以下同じ。）により発注する建設工事及び委託業務について準用する。</p> <p><u>3 落札者が共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとに、それぞれについて作成した別記様式による誓約書の提出を求めるものとする。</u></p> <p>第3 誓約書が提出されない場合の取扱い</p> <p>1 落札者が別記様式による誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとみなして当該落札者とは契約を締結しないこととし、建設工事電子競争入札心得第19条第2項及び第3項又は建設工事競争入札心得第19条第2項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>2 前項の規定により落札者が契約を辞退したものとみなした場合は、そのことを理由として、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）に基づく指名停止は行わない。</p> <p>3 随意契約において見積合わせにより決定した者（以下「決定者」という。）が別記様式による誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとみなして当該決定者とは契約を締結しないこととし、改めて別の手続により受注者を決定するものとする。この場合において、前項の規定は、契約を辞退したものとみなした決定者について準用する。</p> <p><u>4 第1項及び第2項の規定は、落札者が共同企業体の場合において、代表構成員又はその他の構成員のいずれかが別記様式による誓約書を提出しない場合に準用する。</u></p>	<p>第2 誓約書の提出を求める対象者及び時期等</p> <p>1 県が一般競争入札又は指名競争入札により発注する建設工事及び委託業務を落札した者（以下「落札者」という。）から、建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第19条第1項又は建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第19条第1項の規定による契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに別記様式による誓約書の提出を求めるものとする。</p> <p>2 前項の規定は、県が随意契約（当初から1者のみと見積合わせを行う場合を除く。以下同じ。）により発注する建設工事及び委託業務について準用する。</p> <p>第3 誓約書が提出されない場合の取扱い</p> <p>1 落札者が別記様式による誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとみなして当該落札者とは契約を締結しないこととし、建設工事電子競争入札心得第19条第2項及び第3項又は建設工事競争入札心得第19条第2項及び第3項の規定を適用する。</p> <p>2 前項の規定により落札者が契約を辞退したものとみなした場合は、そのことを理由として、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）に基づく指名停止は行わない。</p> <p>3 随意契約において見積合わせにより決定した者（以下「決定者」という。）が別記様式による誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとみなして当該決定者とは契約を締結しないこととし、改めて別の手続により受注者を決定するものとする。この場合において、前項の規定は、契約を辞退したものとみなした決定者について準用する。</p>

#### 第4 公告等への記載

- 1 建設工事及び委託業務を一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により発注する際には、入札公告、閲覧用指名通知書又は見積合わせ実施通知書において、この要領の規定により誓約書の提出を求めることを次の記載例のとおり明示するものとする。

(記載例)

省略

- 2 共同企業体を入札参加資格要件とする一般競争入札の公告の場合は、次の記載例のとおり明示するものとする。

(記載例)

この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに構成員それぞれが1枚ずつ作成した同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者の構成員のうち、いずれかの者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものと取り扱うものとする。

#### 第5 施行日等

- 1 この要領は、平成23年12月15日から施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積合わせ実施通知を行う建設工事及び委託業務から適用する。
- 2 施行日の前日までに既に入札公告、指名通知又は見積合わせ実施通知を行っている建設工事及び委託業務であって、施行日以後に契約を締結するものについては、落札者から契約書の案の提出時に、別記様式により、当該建設工事又は委託業務の受注に関し、独占禁止法を遵守している旨の誓約書の提出を求めるものとし、既に契約書の案を提出している場合にあっては、契約締結までに速やかに別記様式による誓約書の提出を求めるものとする（落札者が共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとに、それぞれについて作成した誓約書の提出を求めるものとする。）。この場合において、落札者（共同企業体の場合は、代表構成員又はその他の構成員のいずれかの者。以下この項

#### 第4 公告等への記載

- 建設工事及び委託業務を一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により発注する際には、入札公告、閲覧用指名通知書又は見積合わせ実施通知書において、この要領の規定により誓約書の提出を求めることを次の記載例のとおり明示するものとする。

(記載例)

省略

#### 第5 施行日等

- 1 この要領は、平成23年12月15日から施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積合わせ実施通知を行う建設工事及び委託業務から適用する。
- 2 施行日の前日までに既に入札公告、指名通知又は見積合わせ実施通知を行っている建設工事及び委託業務であって、施行日以後に契約を締結するものについては、契約書の案の提出時に、別記様式により、当該建設工事又は委託業務の受注に関し、独占禁止法を遵守している旨の誓約書の提出を求めるものとする（既に契約書の案を提出している場合にあっては、契約締結までに速やかに別記様式による誓約書の提出を求めるものとする。）。この場合において、落札者又は決定者が別記様式による誓約書を提出しないときは、速やかに誓約書を提出しない理由を記した文書（様式は任意とするが、参考様式を示す。以下「理由書」という。）の提出を求めるものとする。なお、落札者又は決定者が

<p>において同じ。)又は決定者が別記様式による誓約書を提出しないときは、速やかに誓約書を提出しない理由を記した文書(様式は任意とするが、参考様式を示す。以下「理由書」という。)の提出を求めるものとする。なお、落札者又は決定者が別記様式による誓約書及び理由書を提出しない場合であっても、そのことを理由として当該契約を辞退したとみなすことはしないものとする。</p> <p>3 施行日において現に契約中(当初から1者のみと見積合わせを行い、契約した場合を除く。)の建設工事及び委託業務(既に完成し、検査に合格した建設工事及び既に完了し、検査に合格した委託業務を除く。)については、当該契約の受注者から平成23年12月28日までに、別記様式により、当該建設工事又は委託業務の受注に関し、独占禁止法を遵守している旨の誓約書の提出を求めるものとする(受注者が共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとに、それぞれについて作成した誓約書の提出を求めるものとする。)。この場合において、当該契約の受注者(共同企業体の場合は、代表構成員又はその他の構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。)が別記様式による誓約書を提出しないときは、前項の規定に準じて理由書の提出を求めるものとする。なお、当該契約の受注者が別記様式による誓約書及び理由書を提出しない場合であっても、そのことを理由として当該契約の解除等は行わないものとする。</p> <p><u>この要領は、平成23年12月22日から施行する。</u></p>	<p>別記様式による誓約書及び理由書を提出しない場合であっても、そのことを理由として当該契約を辞退したとみなすことはしないものとする。</p> <p>3 施行日において現に契約中(当初から1者のみと見積合わせを行い、契約した場合を除く。)の建設工事及び委託業務(既に完成し、検査に合格した建設工事及び既に完了し、検査に合格した委託業務を除く。)については、当該契約の受注者から平成23年12月28日までに、別記様式により、当該建設工事又は委託業務の受注に関し、独占禁止法を遵守している旨の誓約書の提出を求めるものとする。この場合において、当該契約の受注者が別記様式による誓約書を提出しないときは、前項の規定に準じて理由書の提出を求めるものとする。なお、当該契約の受注者が別記様式による誓約書及び理由書を提出しない場合であっても、そのことを理由として当該契約の解除等は行わないものとする。</p>
---	---

別記様式

独占禁止法の遵守に係る誓約書

(省略)

工事（委託業務）名

工事（委託業務）番号

の受注に関し、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）のことをいう。）の規定に違反する行為を行っていないことを誓約します。

後日、談合等の不正な事実が発覚した場合は、その事実に応じて高知県が行う指名停止、契約の解除、違約金の請求、損害賠償の請求その他のいかなる処置にも従います。

注1 この誓約書は、工事及び委託業務の案件ごとに作成し、当該案件の工事（委託業務）名及び工事（委託業務）番号を記載してください。

2 共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとに、それぞれについて1枚ずつ作成した誓約書を提出してください。

別記様式

独占禁止法の遵守に係る誓約書

(省略)

工事（委託業務）名

工事（委託業務）番号

の受注に関し、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）のことをいう。）の規定に違反する行為を行っていないことを誓約します。

後日、談合等の不正な事実が発覚した場合は、その事実に応じて高知県が行う指名停止、契約の解除、違約金の請求、損害賠償の請求その他のいかなる処置にも従います。

注 この誓約書は、工事及び委託業務の案件ごとに作成し、当該案件の工事（委託業務）名及び工事（委託業務）番号を記載してください。

<p>参考様式</p> <p style="text-align: center;">理 由 書</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>工事（委託業務）名 工事（委託業務）番号</p> <p>の受注に関し、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）のことをいう。）の規定に違反する行為を行っていないことは誓約できません。 理由は下記のとおりです。</p>	<p>参考様式</p> <p style="text-align: center;">理 由 書</p> <p style="text-align: center;">(省略)</p> <p>工事（委託業務）名 工事（委託業務）番号</p> <p>の受注に関し、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）のことをいう。）の規定に違反する行為を行っていないことは誓約できません。 理由は下記のとおりです。</p>
---	---

## 独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領

### 第1 趣旨

県及び国土交通省の発注工事に関し、県内建設業者を対象として、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の違反の疑いで、公正取引委員会による立入検査が実施された。

現在、検査が行われているところであるが、このことを受けて、独占禁止法の遵守を更に徹底するため、県が発注する建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）及び建設工事に係る委託業務（高知県公共工事等契約指針（平成20年7月9日付け20高建管第291号副知事通達）第2の2に定義する委託契約に関する業務に限る。以下「委託業務」という。）について、当分の間、契約しようとする当該建設工事又は委託業務の受注に関し、独占禁止法を遵守している旨の誓約書の提出を求めることとし、その取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### 第2 誓約書の提出を求める対象者及び時期等

- 1 県が一般競争入札又は指名競争入札により発注する建設工事及び委託業務を落札した者（以下「落札者」という。）から、建設工事電子競争入札心得（平成22年1月15日付け21高建管第939号土木部長通知）第19条第1項又は建設工事競争入札心得（平成19年12月7日付け19高建管第808号土木部長通知）第19条第1項の規定による契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに別記様式による誓約書の提出を求めるものとする。
- 2 前項の規定は、県が随意契約（当初から1者のみと見積合わせを行う場合を除く。以下同じ。）により発注する建設工事及び委託業務について準用する。
- 3 落札者が共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとに、それぞれについて作成した別記様式による誓約書の提出を求めるものとする。

### 第3 誓約書が提出されない場合の取扱い

- 1 落札者が別記様式による誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとみなして当該落札者とは契約を締結しないこととし、建設工事電子競争入札心得第19条第2項及び第3項又は建設工事競争入札心得第19条第2項及び第3項の規定を適用する。
- 2 前項の規定により落札者が契約を辞退したものとみなした場合は、そのことを理由として、高知県建設工事指名停止措置要綱（平成17年8月高知県告示第598号）に基づく指名停止は行わない。



- 3 随意契約において見積合わせにより決定した者（以下「決定者」という。）が別記様式による誓約書を提出しない場合は、契約を辞退したものとみなして当該決定者とは契約を締結しないこととし、改めて別の手続により受注者を決定するものとする。この場合において、前項の規定は、契約を辞退したものとみなした決定者について準用する。
- 4 第1項及び第2項の規定は、落札者が共同企業体の場合において、代表構成員又はその他の構成員のいずれかが別記様式による誓約書を提出しない場合に準用する。

#### 第4 公告等への記載

- 1 建設工事及び委託業務を一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により発注する際には、入札公告、閲覧用指名通知書又は見積合わせ実施通知書において、この要領の規定により誓約書の提出を求めることを次の記載例のとおり明示するものとする。

(記載例)

この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

(※随意契約の場合は、「この入札による落札者」を「この見積合わせによる決定者」と、「落札者が」を「決定者が」とする。)

- 2 共同企業体を入札参加資格要件とする一般競争入札の公告の場合は、次の記載例のとおり明示するものとする。

(記載例)

この入札による落札者は、独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例を定める要領（平成23年12月15日付け23高建管第799号副知事通知）第2の規定により、契約書の案の提出時に、契約担当機関あてに構成員それぞれが1枚ずつ作成した同要領別記様式による誓約書を提出すること。落札者の構成員のうち、いずれかの者が同様式による誓約書を提出しない場合は、同要領第3の規定により、契約を辞退したものとして取り扱うものとする。

#### 第5 施行日等

- 1 この要領は、平成23年12月15日から施行し、同日以後に入札公告、指名通知又は見積合わせ実施通知を行う建設工事及び委託業務から適用する。
- 2 施行日の前日までに既に入札公告、指名通知又は見積合わせ実施通知を行っている建設工事及び委託業務であって、施行日以後に契約を締結するものについては、

落札者から契約書の案の提出時に、別記様式により、当該建設工事又は委託業務の受注に関し、独占禁止法を遵守している旨の誓約書の提出を求めるものとし、既に契約書の案を提出している場合にあつては、契約締結までに速やかに別記様式による誓約書の提出を求めるものとする（落札者が共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとに、それぞれについて作成した誓約書の提出を求めるものとする。）。この場合において、落札者（共同企業体の場合は、代表構成員又はその他の構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）又は決定者が別記様式による誓約書を提出しないときは、速やかに誓約書を提出しない理由を記した文書（様式は任意とするが、参考様式を示す。以下「理由書」という。）の提出を求めるものとする。なお、落札者又は決定者が別記様式による誓約書及び理由書を提出しない場合であっても、そのことを理由として当該契約を辞退したとみなすことはしないものとする。

- 3 施行日において現に契約中（当初から1者のみと見積合わせを行い、契約した場合を除く。）の建設工事及び委託業務（既に完成し、検査に合格した建設工事及び既に完了し、検査に合格した委託業務を除く。）については、当該契約の受注者から平成23年12月28日までに、別記様式により、当該建設工事又は委託業務の受注に関し、独占禁止法を遵守している旨の誓約書の提出を求めるものとする（受注者が共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとに、それぞれについて作成した誓約書の提出を求めるものとする。）。この場合において、当該契約の受注者（共同企業体の場合は、代表構成員又はその他の構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が別記様式による誓約書を提出しないときは、前項の規定に準じて理由書の提出を求めるものとする。なお、当該契約の受注者が別記様式による誓約書及び理由書を提出しない場合であっても、そのことを理由として当該契約の解除等を行わないものとする。

この要領は、平成23年12月22日から施行する。

別記様式

独占禁止法の遵守に係る誓約書

平成 年 月 日

高知県知事 様

受注者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

工事（委託業務）名

工事（委託業務）番号

の受注に関し、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）のことをいう。）の規定に違反する行為を行っていないことを誓約します。

後日、談合等の不正な事実が発覚した場合は、その事実に応じて高知県が行う指名停止、契約の解除、違約金の請求、損害賠償の請求その他のいかなる処置にも従います。

注1 この誓約書は、工事及び委託業務の案件ごとに作成し、当該案件の工事（委託業務）名及び工事（委託業務）番号を記載してください。

2 共同企業体の場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとに、それぞれについて1枚ずつ作成した誓約書を提出してください。

参考様式

理 由 書

平成 年 月 日

高知県知事 様

受注者

住所又は所在地

商号又は名称

代表者職・氏名

印

工事（委託業務）名

工事（委託業務）番号

の受注に関し、独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）のことをいう。）の規定に違反する行為を行っていないことは誓約できません。理由は下記のとおりです。

記